

流域政策局

どのような大雨・洪水においても、人命を守ることを最優先に、基幹的対策である「ながす」対策に加え、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を組み合わせ「滋賀の流域治水」を実践し、将来にわたって安心して暮らせることができるよう、自助、共助、公助を基本とした「水害・土砂災害に強い地域」を目指します。

気候変動に伴う降雨量の増大等を踏まえ「施設では防ぎきれない水災害・土砂災害は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、グリーンインフラの考え方を取り入れつつ、ハード・ソフト対策を一体として、あらゆる関係者により社会全体で水災害・土砂災害に備える取組を進めています。



■ 淡海の川づくり

「湖国」と呼ばれる滋賀県では、人々は湖や河川の恵みを楽しみ、時には脅威にさらされながらも畏敬の念を持ち、自然の環境やリズムにうまく寄り添いながら湖や川と共存し、独自の文化が培われてきました。

このような中で、治水安全度の向上を目指して県民の生命財産を守るとともに、自然環境が持つ多様な機能を活かしたグリーンインフラの視点にも着目しながら、多様な生物の生息、繁殖に適した豊かな河川環境を維持または構築し、生活の豊かさと自然環境の豊かさを両立させる河川づくりを進めています。

■ 滋賀県の河川

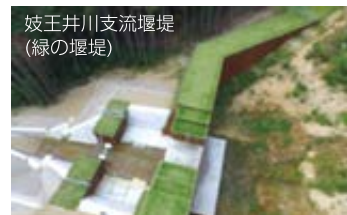
(令和6年4月現在)

一級河川	知事 (指定区間)	504本	河川	500	1,930km	2,253km	淀川水系496本、木曾川水系1本、北川水系3本
	大臣	13本	湖沼	4	323km		琵琶湖、余呉湖、西之湖、入道沼
計			509本	単独	5	24km	68km
	並存	8		44km	野洲川、大石川、信楽川、大戸川、琵琶湖、田代川、高時川、奥川並川		
			うち琵琶湖直接流入	117本		2,321km	河川は流心延長 湖沼は周囲延長
			うち淀川水系	505本			

■ 滋賀県の土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和6年4月現在)

土石流	土砂災害警戒区域	2,545区域
	(うち土砂災害特別警戒区域)	(1,413区域)
急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域	4,210区域
	(うち土砂災害特別警戒区域)	(3,582区域)
地すべり	土砂災害警戒区域	78 区域
	(うち土砂災害特別警戒区域)	0 区域



● 広域河川政策室

1 河川整備計画の策定

流域の特性により分割した7つの圏域（志賀・大津圏域、信楽・大津圏域、甲賀・湖南圏域、東近江圏域、湖東圏域、湖北圏域、湖西圏域）ごとに、県が管理する河川の整備目標や具体的な実施内容などを定めた河川整備計画を策定し、計画的に河川事業を推進しています。



2 広域的な河川政策の推進

琵琶湖淀川流域は近畿2府4県にまたがり流域面積は8,240km²、うち琵琶湖流域が約半分を占めており、治水、利水、環境など多くの面で琵琶湖と下流域の結びつきが深いことから、広域的な視点に基づき河川政策に取り組んでいます。また、県民生活や産業活動、琵琶湖の生態系などに配慮した、より良い琵琶湖水位について、水位を管理している国との連絡調整を行っています。

●流域治水政策室

1 水害に強い地域づくりの推進

大川の氾濫だけでなく、中小河川や身近な水路等の氾濫も考慮した、より実現に近い浸水リスク図である「地先の安全度マップ」（想定浸水深図）を基礎情報として、地域の浸水特性を踏まえた水害に強い地域づくりを推進しています。

特に、概ね3m以上の浸水が予測されるエリアでは、①平屋が水没する②2階の床面が浸水する③木造家屋は浮き上がる可能性があり、生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあります。そこで、そのようなエリアにすでに住居があるか、もしくは、建築の可能性が高い地区を重点地区として、水害に強い地域づくりを地域の皆さんや市町と取り組んでいます。

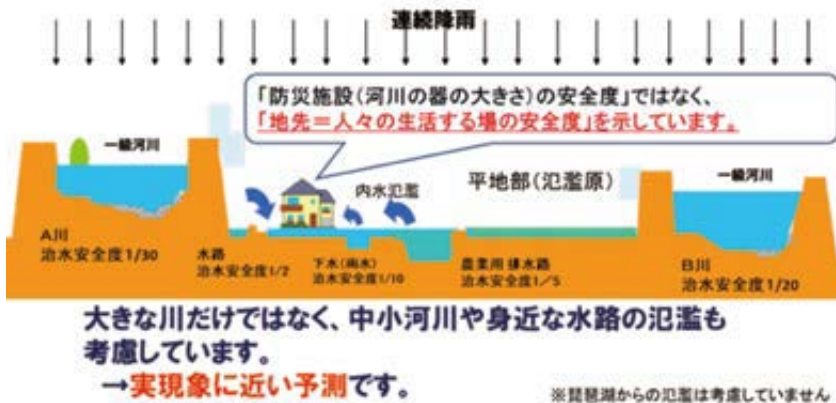
重点地区では、現在お住まいの方の避難を考える「そなえる」対策と、安全な住まい方に転換することにより被害を最小限に「とどめる」対策の取組を実施し、将来にわたって水害に強い地域にしていくための浸水警戒区域の指定も進めています。

また、依頼に応じて、自治会や小学校等で水害に関する出前講座を実施しています。

近年の全国での豪雨災害を踏まえ、住民自らの避難行動を促すための様々な支援を進めます。



水害リスク情報
(滋賀県防災情報マップ)



▲浸水警戒区域では、住まいに避難空間を確保

2 防災活動の推進

(1) 出水情報の発信

県内の県管理の雨量水位観測所の情報、ダムや国等の雨量水位観測所の情報、河川防災カメラの映像をインターネット等で発信するとともに、水防法に基づく、洪水予報や水防警報、特別警戒水位到達情報等の発表を行っています。



<https://shiga-bousai.jp/sp>

(2) 洪水避難に関する取組・支援

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法に基づき、洪水予報河川や水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定しています。

また、市町の避難情報の発令判断を支援するため、水位上昇の予測が難しい中小河川について、避難判断の基準づくり、簡易的な量水標の設置を行うことや、市町が実施する洪水ハザードマップを活用した避難訓練、地区別避難計画の作成等に対して支援しています。



明治28,29年の大洪水の浸水深を記録した水点標（長浜市田町）

3 災害復旧事業の推進

異常気象により被災した公共土木施設を速やかに復旧し、再度災害や被災の拡大防止を図っています。

●河川・港湾室

1 河川環境の保全と整備

(1) 河川の維持管理

良好な河川環境を保つとともに、災害を予防するため、巡視点検結果や市町からの要望等を踏まえ、洪水の流れを阻害する堆積土砂の除去や竹木の伐採、護岸の補修など緊急性が高いと判断される箇所から順次対策を実施しています。



浚渫の状況（大川：長浜市）

(2) 琵琶湖の総合保全

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」および「湖沼水質保全計画」に基づき、琵琶湖や内湖の水質汚濁の著しい箇所において、底泥浚渫や流入河川の浄化対策などの河川浄化事業に取り組むとともに、琵琶湖の湖辺域において、湖岸保全に取り組んでいます。



木浜内湖の河川浄化（守山市）



白ひげ浜の保全（高島市）

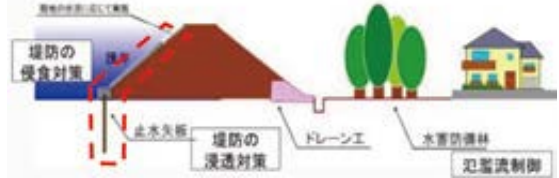
2 河川改修事業の推進

天井川や氾濫区域内に資産の集中する区間など緊急性の高い箇所を優先して、河道の拡幅や切下げ、放水路の整備等により、「川の中で洪水を安全に流す」ための河川改修を進めています。

また、当面の河川改修が困難な区間において、破堤による大きな被害が想定される箇所については、堤防の強化対策を進めています。

<p>対策前</p> <p>桐原橋より下流を望む 平成25年7月撮影</p>	<p>事業効果</p> <p>平成25年9月（台風18号） 水位：5.59m</p> <p>平成25年の台風18号を上回る洪水であったが、 3.6m水位が低減</p>
<p>対策後</p> <p>桐原橋より下流を望む 令和4年11月撮影</p> <p>低水幅 約3.0mの拡幅</p>	<p>令和3年8月（8月13日豪雨） 水位：1.99m</p>

河道の拡幅や切り下げ事例 一級河川日野川（近江八幡市）



堤防強化対策（止水矢板工）イメージ図



堤防強化対策事例 祖父川（竜王町）

止水矢板工は、川表（川の中）に遮水のための壁を設置することで、堤防内への浸透を防ぐ工法です。

3 河川・琵琶湖・港湾の管理

(1) 河川・琵琶湖の管理

① 河川愛護活動（ふるさとの川づくり協働事業）

除草や川ざらえなどの活動を支援し、地域住民等との協働により河川の維持管理を進めます。これまでの人力による除草に加えて、便利で安全な除草機械も利用できるよう制度改善を行っています。



除草機械を活用した河川愛護活動



住民による川ざらえ（瓜生川：東近江市）

② 地域活動支援（ふるさとの川づくり協働事業）

河川と人・地域とのつながりを大切にし、地域の人々の河川への愛着を深めていただくため、河川へ降りる階段の設置などにより、地域の河川愛護活動の支援を行っています。



地域活動支援 階段の設置（相模川：大津市）

③ 河川占用許可

生活上・社会的に必要なやむを得ないものに限り、河川敷に橋、上下水道管、上空の電線などを設置できるよう占用許可を行います。一定の要件を満たす場合に、特例で民間事業者等が占用許可を受けられる「河川空間のオープン化」の制度もあります。

④ 不法占用対策

河川法による占用許可を受けずに、琵琶湖や河川に施設等を設置する不法占用や、船舶を係留する不法係留は、琵琶湖や河川の治水機能や環境保全に支障するだけでなく、自由であるべき水辺の利用を著しく阻害するため、その解消に向け、行為者が自主的に撤去するよう指導します。

不法占用のうち、規模が大きい事案や反公益性が強い事案等では、河川法に基づく監督処分（撤去命令）、行政代執行による強制撤去を行います。

不法係留については、河川法および「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、適正な係留保管を行うよう指導します。

(2) 港湾の管理

琵琶湖にある大津港、彦根港、長浜港、竹生島港の4港が、地方港湾として指定されています。

いずれも湖上観光の拠点であることから、大津港の「みなとオアシス」への登録に向けた取組を本格化するなど、一層のにぎわい創出に努めます。また、大津港、彦根港、長浜港は、災害時の広域湖上輸送拠点として位置付けられていることから、耐震改修を促進します。



●水源地域対策室

当室では治水ダムの運用・維持管理業務を行っています。

また、治水を主目的とするダムに関連する水源地域の地域振興対策業務を行っています。

1 県土木交通部所管の管理中ダム

管理中の6ダムは、各土木事務所での施設の適正な管理と安全で確実な運用に努めており、より安全なダム運用を図るため施設の更新改良事業等を行っています。また、ダム湖周辺は、四季折々を楽しむ「水と緑のオープンスペース」として県内外の多くの方に親しまれています。



- ▼ 県が計画しているダム
- ▼ 県が管理しているダム
- 国交省が整備しているダム
- ▼ 事業が中止されたダム

○ダム長寿命化

ダム長寿命化計画に基づき、ダム施設のより健全な状態での管理・運用・更新を行うため、洪水吐ゲート施設、取水放流施設、ダム管理用制御処理設備等の施設や設備の更新・改良を必要に応じて適切な時期に進めています。

○ダムの機能・役割の周知

緊急時の住民の適切な避難行動につなげるため、緊急放流（異常洪水時防災操作）や事前放流など、ダムの機能と役割についてわかりやすく説明した「ダムウォーキングまっぷ」を作成しています。ダム周辺の豊かな自然や季節の花々、歴史遺産などの魅力を活かしながらダムウォーキングを促し、ダムへの理解と健康増進を図ります。

○治水ダムを活用した水力発電

河川維持用の放流水を活用した水力発電を、姉川ダムは、民間事業者と協働し、青土ダムは、県が管理用発電を実施しています。



ダムカード（ダム事務所にて配布）

■土木交通部所管の管理運用中のダム

	よここ 余呉湖	ひのかわ 日野川ダム	いしがわ 石田川ダム	うそがわ 宇曽川ダム	おおづち 青土ダム	あねがわ 姉川ダム
河川名	余呉川	日野川	石田川	宇曽川	野洲川	姉川
位置	長浜市余呉町	蒲生郡日野町	高島市今津町	東近江市平柳町 愛知郡愛荘町	甲賀市土山町	米原市曲谷
ダム型式	自然湖	グラベルフィル	ロックフィル	ロックフィル	ロックフィル	重力式コンクリート
目的	F・N	F・N	F・N	F・N	F・N・W・I	F・N・P
完成年月	1959. 3	1966. 3	1970. 3	1980. 3	1988. 3	2002. 3
堤高 (m)	-	25	43.5	56	43.5	80.5
集水面積 (km ²)	35.37	22.4	23.4	7.8	54.3	28.3
湛水面積 (km ²)	1.97	0.29	0.16	0.17	0.62	0.33
総貯水容量 (千m ³)	14,700	1,388	2,710	2,900	7,300	7,600

F：洪水調節、N：既得取水の安定化・河川環境の保全または不特定かんがい、W：上水道、I：工業用水道、P：発電

2 地域振興

ダムの建設あるいは中止に伴う地域振興事業を実施し、水源地域の振興を図っています。

独立行政法人水資源機構が建設を予定していた丹生ダムについては、中止の対応方針が示されたため、国をはじめとした関係者と協力しながら、丹生ダムに代わる治水対策としての高時川の改修や地域振興の核となる県道中河内木之本線の整備など、地域整備や地域振興に取り組んでいます。



余呉地域振興の全体像(案)
出典：近畿地方整備局

おおづち 青土ダム



個性的な半円型の放流口を持つ多目的ダム

青土ダムの越流（放流）を見るには？
ダム貯水位 292.00m 以上のときに越流を見ることができます。

詳しくはこちら→



●砂防室

1 砂防事業

■突然襲ってくる土石流から人命を守る

山地の荒廃を防止し、渓床の安定を図るとともに、土石流による災害から県民の生命・財産を守るため、避難場所や重要交通網等の保全に重点化を図り、砂防堰堤や渓流保全工等を実施しています。



不透過型砂防堰堤
信楽川支流（甲賀市）

- ◆砂防指定地：1,429箇所
面積：32,979ha
(県土面積の 8.20%)
- ◆土石流危険渓流の整備率
：19.7%
(令和6年3月31日現在)



透過型砂防堰堤
溝谷川（長浜市）

2 地すべり対策事業

■広範囲に被害を及ぼす地すべりを防ぐ

地すべり災害を未然に防止するため、人家や公共施設、また避難場所や避難路の保全のため横ボーリング工やアンカー工等の対策工事を実施します。

- ◆地すべり防止区域：17 箇所
面積：165ha
(県土面積の 0.04%)
- ◆地すべり危険箇所の整備率
：16.1%
(令和6年3月31日現在)



「地すべりとは？」



地すべりの誘因となる地下水を横向きのボーリングにより排除することで、斜面のすべりを起こりにくくします。

緩やかな斜面の場所で、粘土のような滑りやすい地層に雨水などがしみ込み、その影響で広範囲に地面が動き出す現象です。

3 急傾斜地崩壊対策事業（雪崩対策事業含む）

■突然起こるがけ崩れから人命を守る

がけ崩れは、一瞬にして多くの人命や財産を奪います。このため、危険度の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、人家や公共施設等を保全するため、擁壁工や法面工等を実施しています。



落石防護柵工
久徳地区（多賀町）



法粹工
米原7地区（米原市）

◆急傾斜地崩壊危険区域：538 箇所
面積：739ha
(県土面積の 0.18%)

◆急傾斜地崩壊危険箇所の整備率
：28.8%

(令和6年3月31日現在)

4 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

■土砂災害警戒区域等の周知を図る

土砂災害から命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等が必要となっています。

この施策を確実に進めるため、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」の指定によりリスク情報の周知を図ります。

今後も、高精度な地形情報を用いて新たなリスク箇所の把握に努めるほか、施設整備や土地利用の変化等を踏まえた見直し調査を継続して実施していきます。



「土砂災害リスクマップ」はこちら→

土砂災害警戒区域の指定

(土砂災害のおそれのある区域)

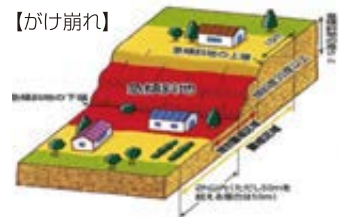
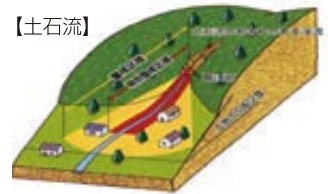
- ・市町地域防災計画に記載
→警戒避難体制の整備
- ・災害時要援護者の利用する施設への対応の制定
- ・土砂災害ハザードマップ等による周知の徹底

土砂災害特別警戒区域の指定

(建物が損壊し、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域)

- ・特定の開発行為に対する許可制
- ・建築物の構造規制
- ・建築物に対する移転等の勧告等

土砂災害警戒区域 6,833 区域
(令和5年度末時点)



5 土砂災害警戒情報の発表、情報システムの整備 等

■土砂災害発生の情報提供を行う

大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときに、県と気象台が共同で、市町単位で「土砂災害警戒情報」を発表しています。

また、滋賀県土木防災情報システムにより、「土砂災害降雨危険度」等の補足情報を配信しており、市町の避難指示や地域の自主避難の判断等に活用されています。

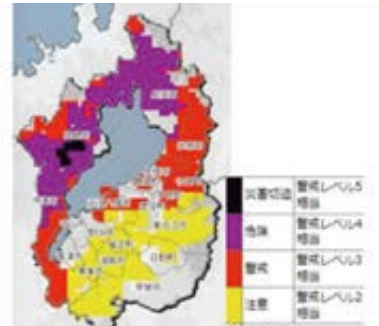
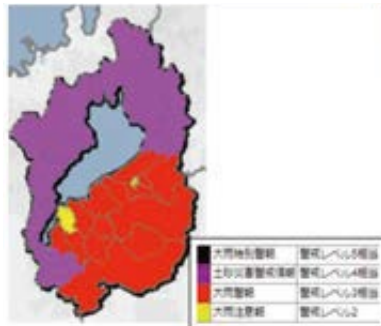


「土砂災害降雨危険度(1kmメッシュ情報)」
のサイトはこちら→

滋賀県土木防災情報システムによる「土砂災害警戒情報」等の配信

「土砂災害警戒情報（市町単位）」

「土砂災害降雨危険度(1kmメッシュ情報)」



6 普及啓発、土砂災害ハザードマップ等の作成支援 等

■土砂災害防止の普及啓発を行う

自治会や学校、要配慮者利用施設からの要請に応じ、土砂災害防止に関する砂防出前講座や地域のハザードマップ、避難計画の策定支援に取り組んでいます。

6月の土砂災害防止月間には、講演会の実施や、啓発グッズの配布等により、警戒避難の重要性等についての啓発広報活動に取り組むとともに、情報伝達訓練を実施しています。

また、小中学生を対象とした「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」等も実施しています。



砂防出前講座（近江八幡市小船木町自治会）